

【行政・関係機関職員用】

多摩南部成年後見センター 利用のしかた



一般社団法人 多摩南部成年後見センター

〒182-0026 調布市小島町3-69-2第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

FAX 042-498-5803

2024年6月版

目 次

1 成年後見制度とは	… 3
2 多摩南部成年後見センターとは	… 4
3 5市別法人後見利用状況	… 5
4 5市別市民後見人の状況	… 6
5 多摩南部成年後見センターへの相談の流れ	… 7
6 利用相談から後見人選定の振分けフロー	… 8
7 市民後見人が受任する対象者の特徴	… 9
8 専門職紹介の流れ	… 10
9 後見人候補者受任までの流れ	… 11
10 事例紹介（ケース①～③）	… 12～
11 よくある質問	… 15～
12 センターを利用したいときは	… 18

成年後見制度とは

判断能力が不十分な認知症の方や障がい者の方を対象としています。家庭裁判所へ申立てをして、**本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任し、財産管理と身上保護の両面から支援する制度です。**

※身上保護について…成年後見人等の法律上の職務内容は、本人の「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」（民法858条）を行うことです。このうち「生活、療養看護に関する事務」のことを、実務上「身上保護」と呼んでいます。例として、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去にかかる手続き等です。



多摩南部成年後見センターとは

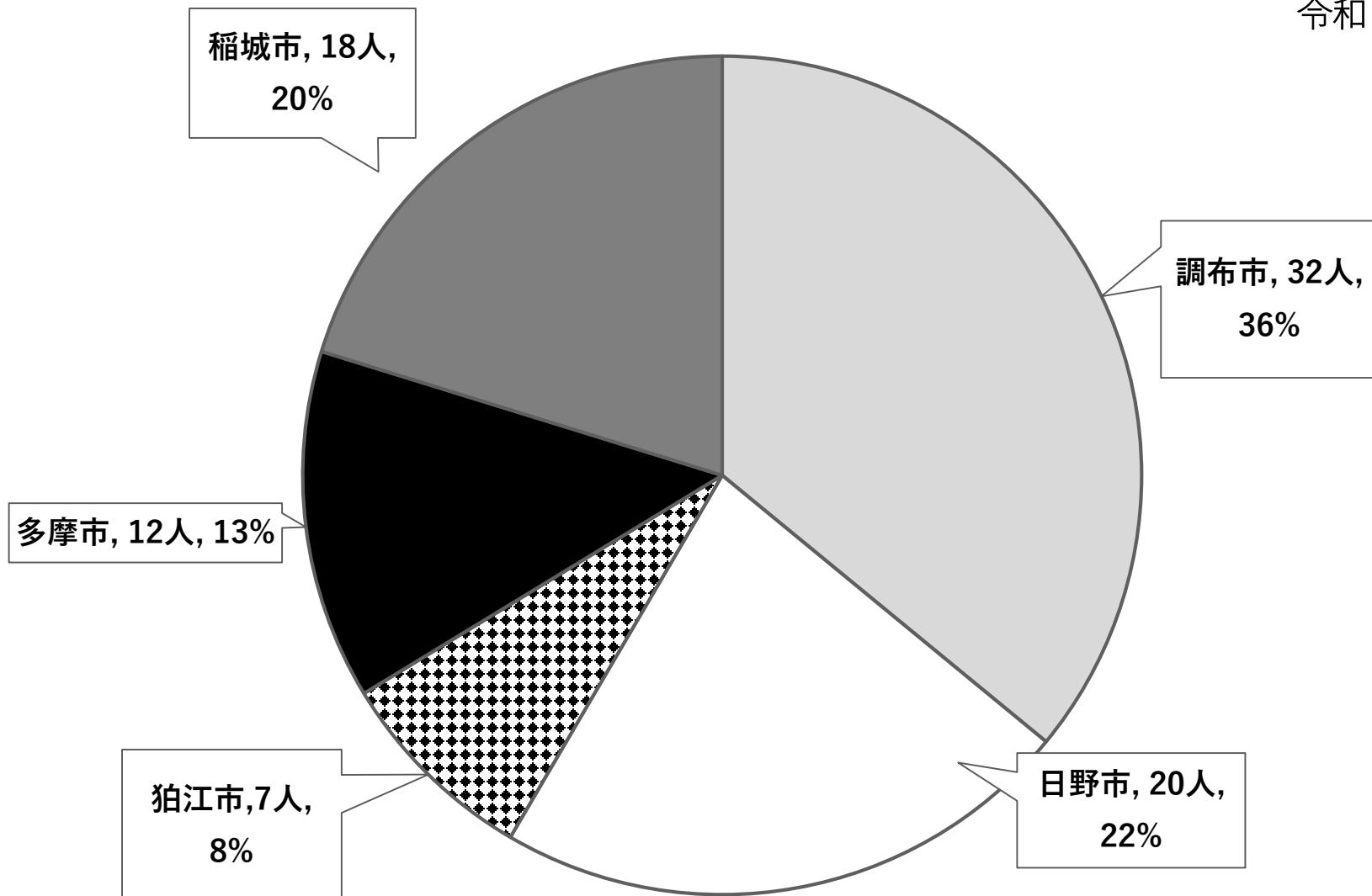
東京都の調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同で設立・運営している法人です。

主な業務内容

1. 5市にお住まいの以下の方々に、セーフティネットとして、市と連携し、法人で後見業務を提供しています。
 - ①成年後見人等候補者のいない方
 - ②低所得のため後見報酬を支払う資力のない方
 - ③複雑な事情を抱えていて、個人の成年後見人では対応が困難な方
(虐待・多問題家族・犯罪歴・暴力暴言・第三者からの権利侵害等)
2. 市民後見人を養成し、受任までを支援します。受任後は当センターが後見監督人となり、その活動を継続的に支援します。
3. 「専門職紹介制度」があり、当センターに登録している地域の弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人の紹介を行います。
4. 関係者向け研修、講演会、後見人連絡会等を開催しています。

5 市別法人後見利用状況

令和 6 年 3 月 31 日現在



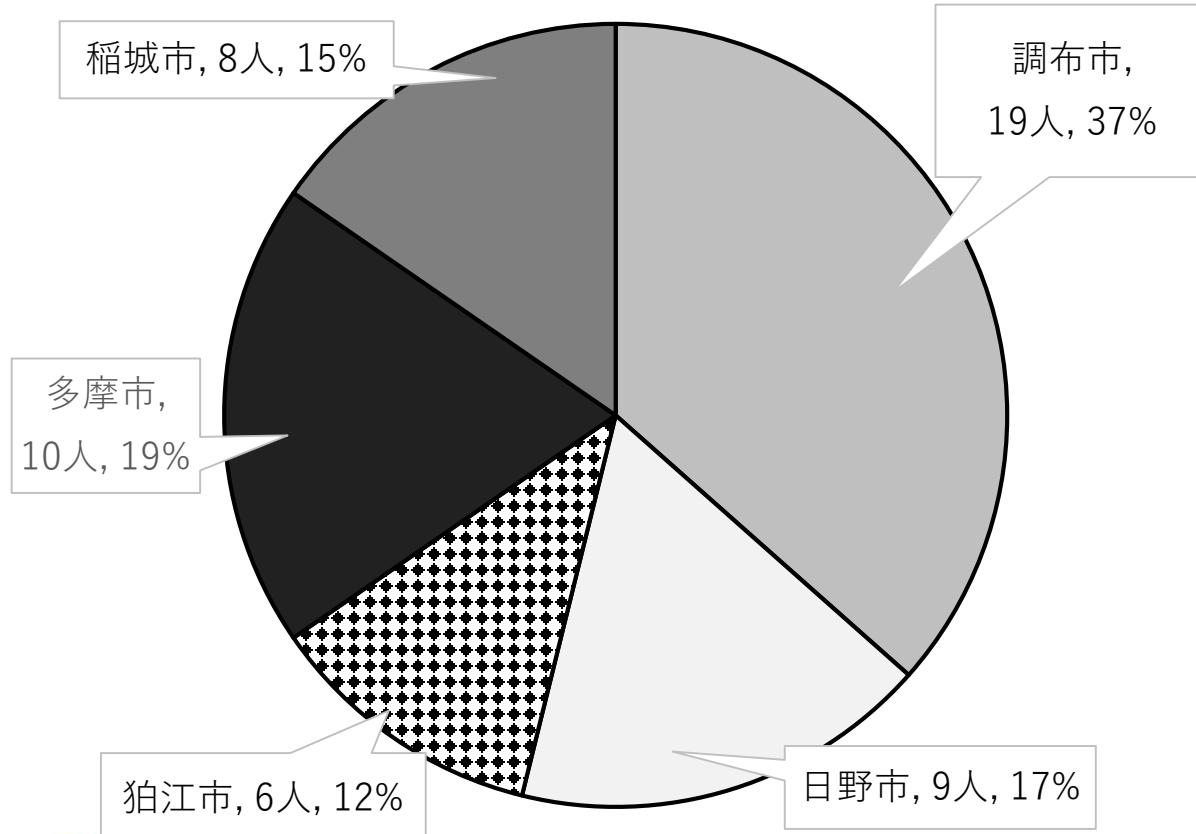
調布市	32人
日野市	20人
狛江市	7人
多摩市	12人
稲城市	18人
合計	89人

5市別市民後見人の状況

(令和6年3月31日利用状況)

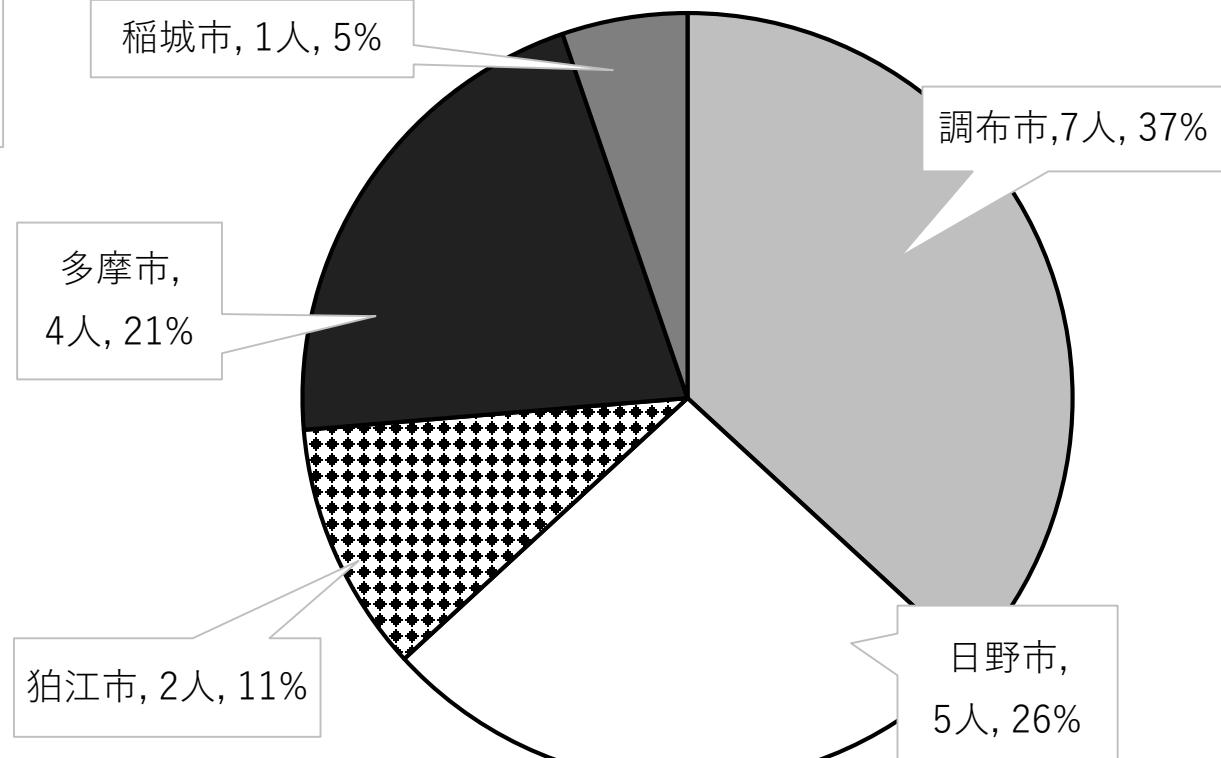
《登録者 52名》

※市民後見人の住民票のある市



《受任件数 19件》

※被後見人等の住民票のある市



多摩南部成年後見センターへの相談の流れ

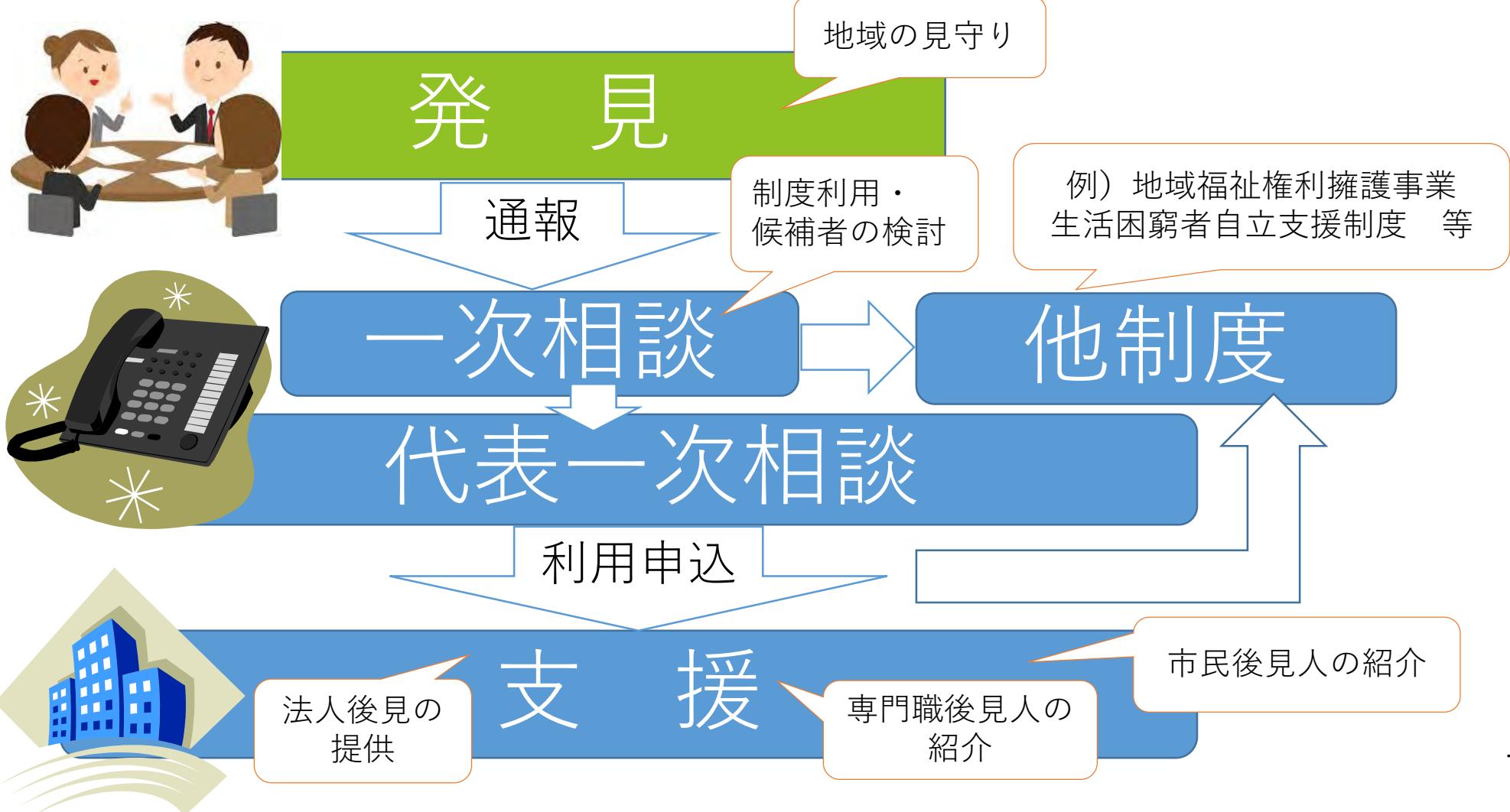
～発見から支援までの支援体制～

地域住民、
地域包括支援
センター、
社協等関係機関

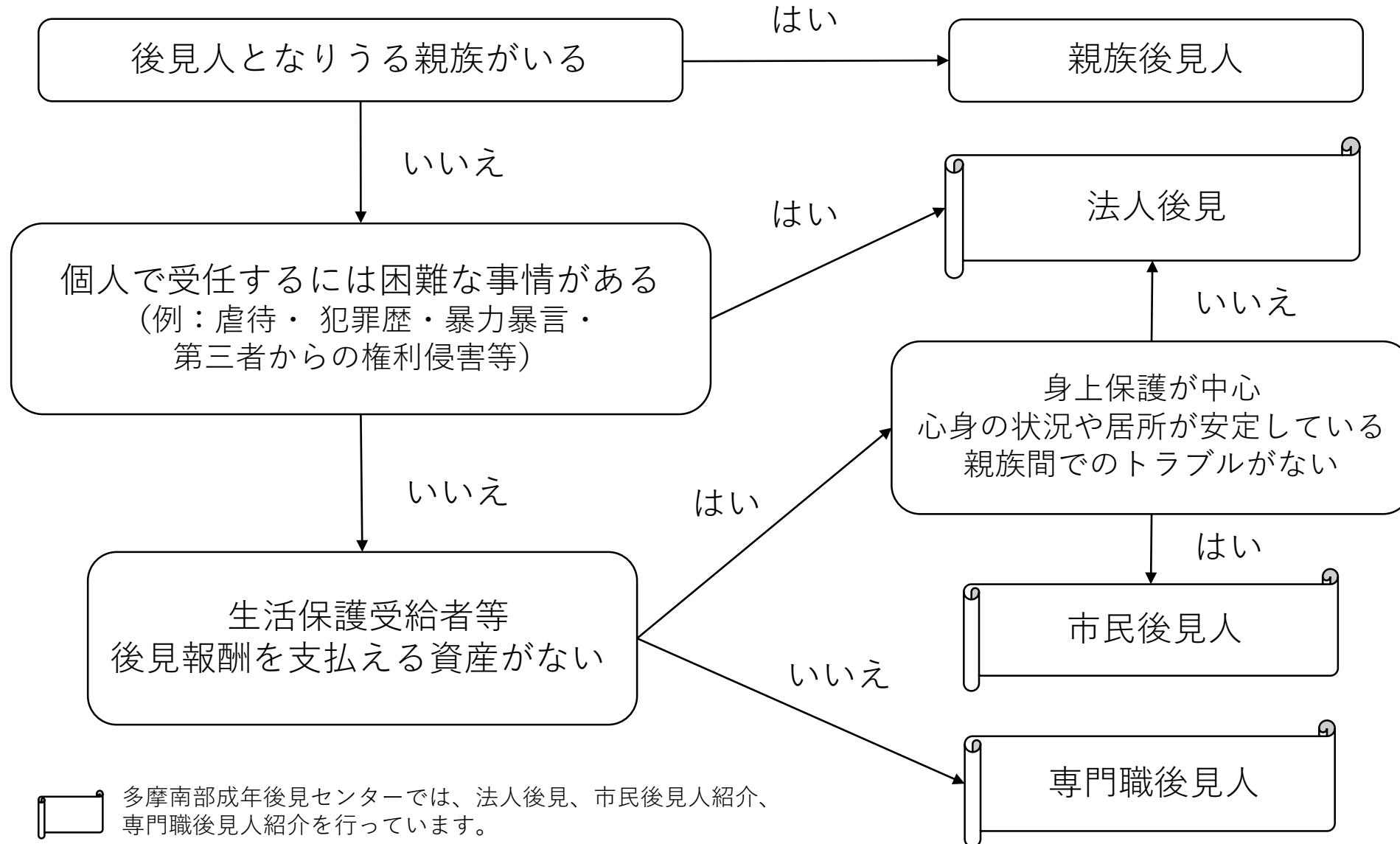
高齢・障がい・
生活保護等担当者

各市の
後見制度相談窓口

多摩南部
成年後見センター



後見人等候補者選定の振分けフロー



多摩南部成年後見センターでは、法人後見、市民後見人紹介、専門職後見人紹介を行っています。

市民後見人が受任する対象者の特徴

① 5市内に居住又は5市外の住所地特例の施設・病院に入所等

※5市とは、センターを運営する、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市のこと

②毎月の収支の黒字が3千円以上

③親族間の紛争やトラブルがない

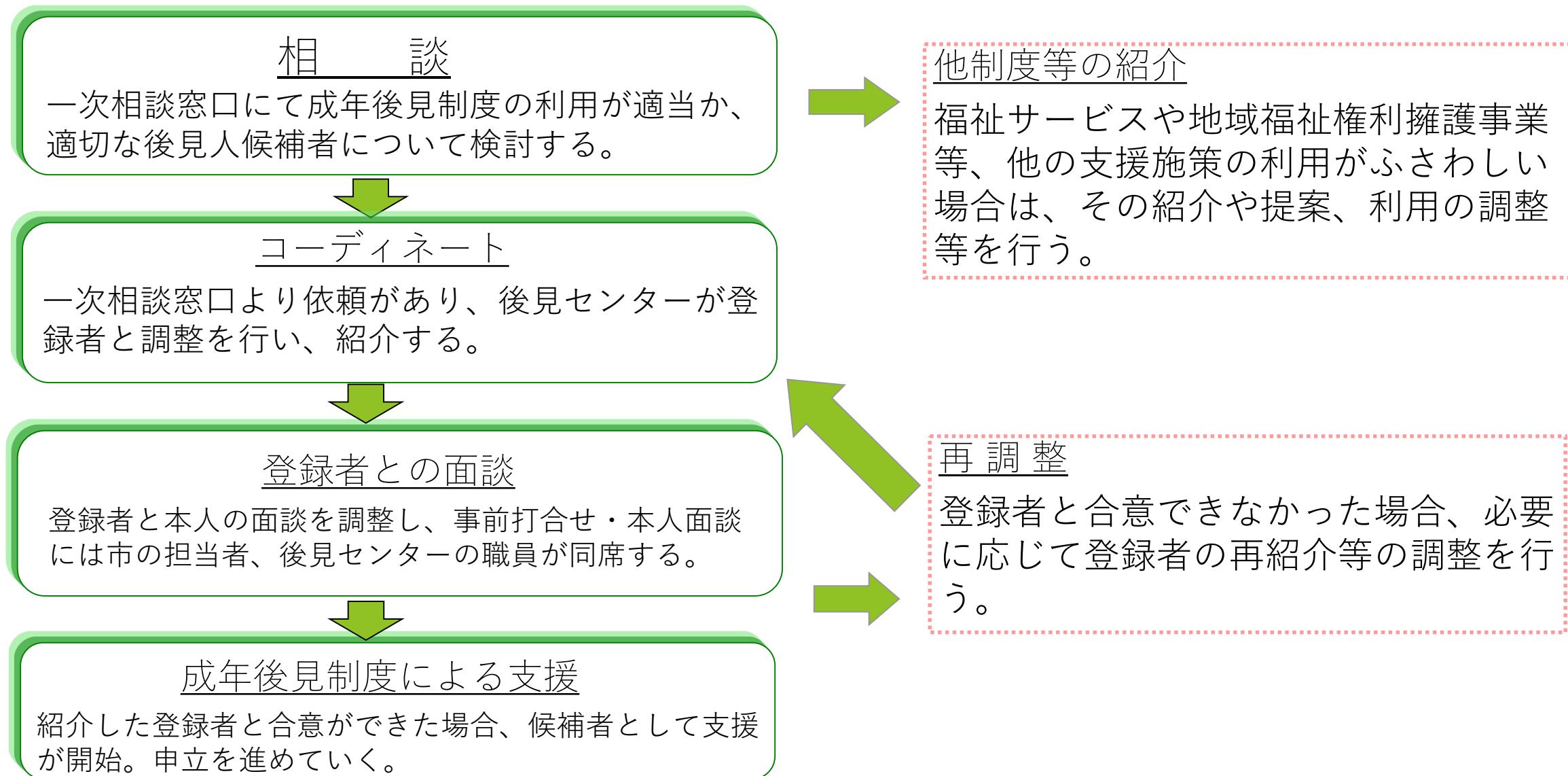
④対応困難な課題や多額の負債等がない

⑤預貯金が多額でない

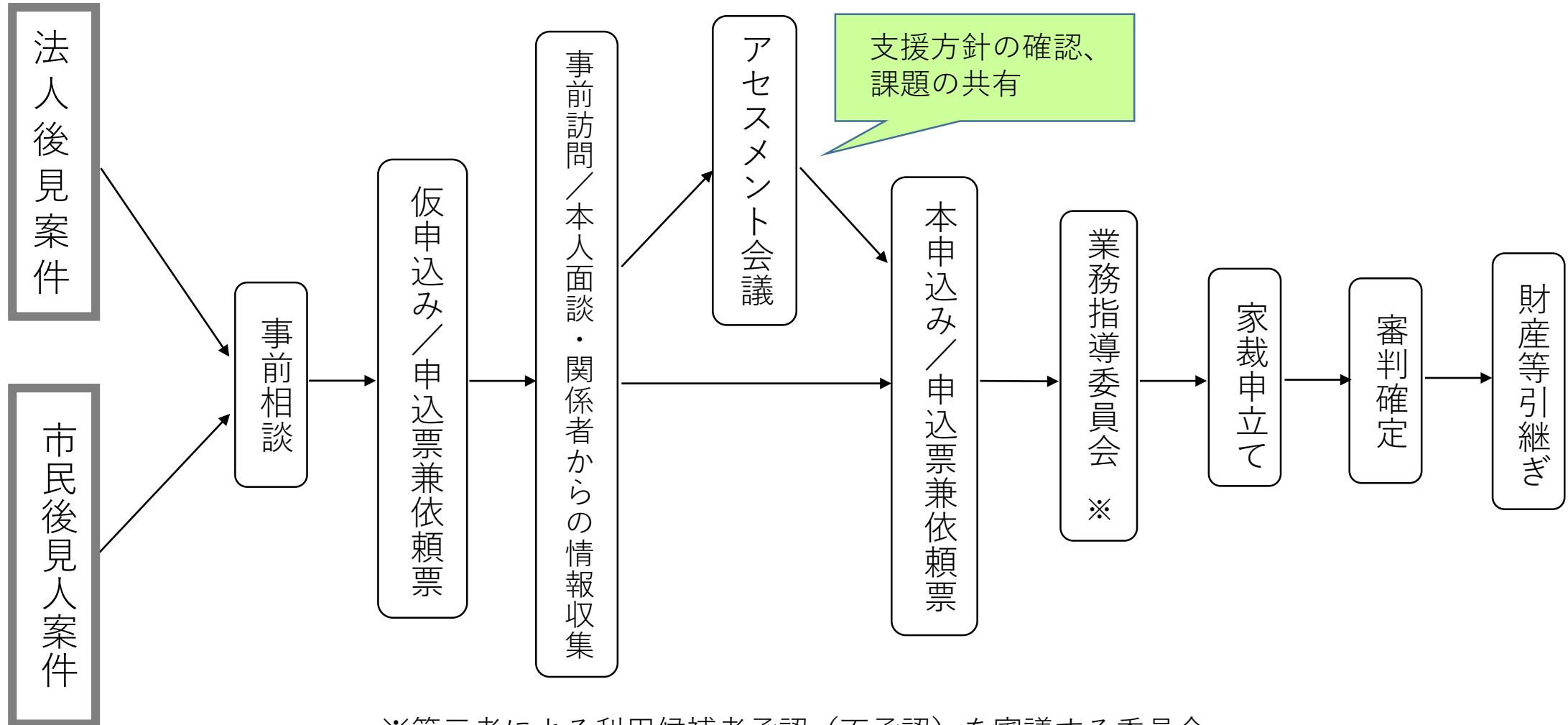
★特徴 主な後見業務が、多額でない生活費の金銭管理と身上保護

(入院や介護サービスの契約等を行うこと)

専門職紹介の流れ



後見人候補者受任までの流れ



ケース①

市長申立て・後見類型・法人後見

【概要】本人は40代の女性。A市内で80代の母と2人暮らしをしている。

本人には知的障害と身体障害があり、統合失調症の既往もある。

これまで在宅で生活をしてきたが、高齢の母に認知症が出現し、生活費の管理・本人の介護が難しくなっている。また、別居の兄による金銭搾取が発覚し、経済的虐待としてA市が対応中であり、本人を保護するため施設入所申込みを進めている。

今後、本人の金銭管理及び施設入所の際の契約手続きのために後見制度の活用が必要。

【資産】収入：月約7万円(障害年金他) 支出：月約9万円 預貯金：約30万円

【相談～受任まで】R〇年3月 A市担当課職員が依頼票を作成し、一次相談窓口担当者を経由してセンターへ依頼。

⇒4月 業務指導委員会にて承認、すぐ市長申立て ⇒5月 審査確定、受任



ケース② 市長申立て・保佐類型・市民後見人

【概況】本人は70代の男性。B市で生活保護受給中。統合失調症のため入院していたが、治療により症状は安定する。今後の居所として特別養護老人ホームへの入所申込みを進めているが親族がない。今後、本人の金銭管理及び施設入所の際の契約手続きのために後見制度の活用が必要。本人の同意あり。

【資産】収入：約3万円（生活保護費） 支出：約2万5千円 預貯金：16万円

【相談～受任まで】R〇年7月 B市担当課職員が依頼票を作成し、一次相談窓口担当者を経由してセンターへ依頼。

⇒市民後見候補者登録名簿より候補者をマッチング（受任者調整）

⇒8月 業務指導委員会にて承認（法人監督案件）

⇒9月 市長申立て ⇒10月 鑑定 ⇒11月 審判確定、受任



ケース③

親族申立て・後見類型・専門職（司法書士）

【概況】本人は90代の女性。認知症が進行し、施設に入所しており60代の息子が費用を払っていたが、息子が自宅（本人名義）で急死してしまい施設費用の滞納が続いている。親族より相談を受けC市が対応中。他の親族は申立ては可能だが本人への支援は難しい状況。本人の年金は月額20万円あり、預貯金（約500万円）があることが判明した。今後、自宅の処分や相続手続きが必要なため、後見制度を利用し、申立て支援も含めて第三者後見人候補者を選定したい。

【資産】収入：月約20万円（遺族年金他） 支出：月12万円 預貯金：約500万円

【相談～受任まで】R〇年11月 C市担当課職員が依頼票を作成しセンターへ依頼
⇒専門職登録者名簿より候補者をマッチング（受任者調整）
⇒12月 親族・市・候補者（司法書士）・センター職員で事前打ち合わせ、本人面談
⇒1月 親族申立て（司法書士が申立て支援）⇒2月 審査確定、受任



【よくある質問】

Q1. 業務指導委員会の役割は何ですか？

A1. 「法人が利用者に対して成年後見制度等（法人後見や市民後見人による後見）を活用して適切な支援を行うために、業務指導委員会の承認を受ける」等とされています。5市からの依頼案件について、センター又は市民後見人を候補者とすること等について承認及び指導助言をいただく場です。（多摩南部成年後見センター業務指導委員会規則第2条から抜粋、加工）

Q2. 業務指導委員会のメンバーはどのような人なのですか？

A2. 法律、医療、福祉等の顧問及び有識者等で構成されています。職種は弁護士、医師、司法書士、社会福祉士等です。

Q3. センター利用は市長申立てないといけないのですか？

A3. 親族申立てや本人申立てでも大丈夫です。

Q4. センターは生活保護受給者でないと利用できませんか？

A4. 生活保護の方以外の年金受給者等も利用されています。金銭的に困っていなくても、虐待等の困難さがあり、福祉的配慮が必要等で複数人での関わりが適切であれば、利用候補者として調整をさせていただきます。



Q5. 事前訪問とアセスメント会議の違いは何ですか？

A5. どちらも法人後見で依頼をいただいた場合、業務指導委員会に諮るまでの、支援員が行うアセスメントとなります。

事前訪問は、インターク面接です。ご本人と会うことが重要なため、ご本人の状態や申立に至る経緯、生活歴等の情報をお持ちの方に同席いただいており、調整段階で、出席いただきたい関係者は支援員より提案させていただきます。

流れとして、①関係者より情報収集 ②本人面接 となります。

ご本人の状態やこれまでの経過、生活歴（この時点までに調査をお願いします）、困り事は何か、制度利用で解決を図りたいことは何か等を確認します。

アセスメント会議は、支援員が事前訪問にて持ち帰った情報を整理し、所内会議にて課題を再確認した上で、仮の支援方針を関係者と共に確認します。業務指導委員会の打ち合わせも行います。

Q6. 業務指導委員会での市の役割はどういうものですか？

A6. 委員会メンバーより行政としての説明を求められた場合、回答をお願いしています。委員会では、法人後見案件はセンターの担当支援員が本人状況の説明を行いますので、その補足をお願いし、法人監督案件は、行政担当者より本人状況の説明をしていただきます。同席のセンター監督担当は、市民後見人案件として要件を満たしていることの説明を行います。



Q7. 後見人が就くどのようなメリットがありますか？

A7. 後見人は、判断能力が不十分な本人に代わり、法律行為を有効に行うことができます。

①介護、医療等のサービス等の契約、市で必要な各種申請等を行うことができます。

②犯罪や悪徳商法等の不利益となる契約の取消を行い、ご本人を被害から守ります。

③特に経済的虐待ケースの場合、本人の財産を確実に守ることができます。

Q8. 後見人の仕事は、具体的にどんな内容ですか？

A8. 後見人の仕事は、財産管理と身上保護です。

①財産の管理として、財産や収入を把握し、支出を見積り、収支の予定を立てます。ご本人の財産を他人の財産と混在させないよう留意し、ご本人のために財産を管理します。収支を記録し、領収書等の資料を保管します。業務内容を定期的に家庭裁判所へ報告します。

②必要に応じ、不動産の売却、自宅の修繕の手配、遺産分割協議等の手続きを行います。

③生活への配慮として、介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約等を行います。また、定期的に訪問し生活を見守り、必要な手配を行います。

ご本人への支援にあたり、親族調査や親族対応、行政手続き等後見人一人では対応困難な部分で、チームケアとして行政の協力を依頼することができます。



センターを利用したいときは
下記相談窓口までご相談ください。

【調布市】 福祉健康部福祉総務課

電話 042-481-7323（直通）

【日野市】 健康福祉部福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課

電話 042-585-1111（代表）

【狛江市】 福祉保健部福祉政策課福祉政策係

電話 03-3430-1111（代表）

【多摩市】 健康福祉部福祉総務課

電話 042-400-0868（直通）

【稲城市】 福祉部生活福祉課

電話 042-378-2111（代表）